

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月25日（金）第50号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                           |                 |   |
|---------------------------|-----------------|---|
| ○保安林の指定（2件）               | （森づくり推進課取扱い）    | 1 |
| ○救急病院等の認定                 | （保健医療福祉課取扱い）    | 2 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止     | （社会福祉課取扱い）      | 2 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）   | （社会福祉課取扱い）      | 2 |
| ○漁業の免許内容等の事前決定            | （水産振興課取扱い）      | 3 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定      | （水産振興課取扱い）      | 4 |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分          | （農地整備課取扱い）      | 4 |
| ○地籍調査の成果の認証               | （農地保全課取扱い）      | 4 |
| ○公共測量の実施                  | （監理課取扱い）        | 4 |
| ○公共測量の終了                  | （監理課取扱い）        | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止    | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （大島支庁取扱い）       | 5 |

## 教 育 委 員 会 規 則

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| ○鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則（※） | （総務福利課取扱い） | 5 |
| ○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則（※）                         | （高校教育課取扱い） | 6 |

## 公 安 委 員 会 規 則

- |                             |            |   |
|-----------------------------|------------|---|
| ○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※） | （交通規制課取扱い） | 6 |
|-----------------------------|------------|---|

## 告 示

## 鹿児島県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
南九州市穎娃町牧之内字木佐原15182番，15183番1，字瀧ノ前15198番，15202番1，15203番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
指宿市西方字三休庵6675番1，6680番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第443号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番1

- 2 認定の有効期限  
令和4年10月14日

#### 鹿児島県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
はらだ薬局上川内店	薩摩川内市御陵下町3144番地1	平成31年4月30日
港町クリニック	始良市加治木町港町145番地1	令和元年8月4日
とぞか薬局隼人店	霧島市隼人町真孝845番地5	令和元年8月10日
くるみ薬局	始良郡湧水町米永585番地21号	令和元年8月31日

#### 鹿児島県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
加治木整形外科病院	始良市加治木町港町131番地30	令和元年8月4日
とぞか薬局隼人店	霧島市隼人町真孝1001番1	令和元年8月11日
あいら中央眼科	始良市西餅田85番地7	令和元年9月2日

#### 鹿児島県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人黒木会	阿久根市脇本7403-1	グリーンフォレスト みかさ訪問看護ステーション	阿久根市脇本字柞木迫 6313番地1	令和元年9 月1日

#### 鹿児島県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ケーアイ調剤薬局	始良市西餅田120番地1 ドリームK I	有限会社ケーアイ調剤薬局始良店	始良市西餅田118-3	令和元年 6月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
有限会社下町調剤薬局	志布志市志布志町志布志一丁目11番11号	下町調剤薬局	志布志市志布志町志布志一丁目11番11号	令和元年 9月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

#### 鹿児島県告示第448号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び漁場の区域別冊のとおり
- (2) 免許の有効期間  
免許の日から令和5年8月31日まで

## 2 制限又は条件

別冊のとおり

## 3 免許予定日

令和2年3月2日

## 4 免許申請期間

令和2年1月10日から同月24日まで

## 5 地元地区

別冊のとおり

**鹿児島県告示第449号**

阿久根市波留6244番地52 倉津晴憲及び阿久根市波留6526番地46 倉津澄孝からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

## 区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により機船底びき網漁業及び棒受網漁業を併せて営む漁業又は総トン数10トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網漁業を営む漁業を併せて営む漁業

**鹿児島県告示第450号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第一面縄地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を、令和元年8月27日に行った。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第451号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南種子町	平成29年4月3日から 平成31年2月21日まで	地籍図及び地籍簿	南種子町平山の一部	令和元年 10月15日

**鹿児島県告示第452号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和元年10月11日から令和2年2月20日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

**鹿児島県告示第453号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東串良町長から令和元年7月26日鹿児島県告示第243号で告示した公共測量の実施は、令和元年9月24日終了した旨の通知があった。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

**始良・伊佐地域振興局告示第8号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和元年10月25日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 はなうた	始良市船津2594番地2	特定非営利活動法人はなうた	始良市船津2594番地2	木場 武春	令和元年 9月30日	放課後等 デイサービス

**大島支庁告示第14号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和元年10月25日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キノコにじいろ クラブ	大島郡伊仙町大 字木之香562番 地1	特定非営利活動 法人UNISON	大島郡伊仙町大 字木之香173番 地10	芳村 潔政	令和元年 5月1日	放課後等 デイサービス
キノコにじいろ クラブ	大島郡伊仙町大 字木之香562番 地1	特定非営利活動 法人UNISON	大島郡伊仙町大 字木之香173番 地10	芳村 潔政	令和元年 7月1日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援

**教育委員会規則**

鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

**鹿児島県教育委員会規則第2号**

鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成20年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び別記第1号様式中「，成年被後見人，被保佐人及び破産者でないことを証する書類」及び「，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名を記載した書類」を削り，「並びに」を「及び」に改める。

別記第5号様式中「引受け」を「併合」に改める。

別記第7号様式中「信託の引受け」を「新規信託分割」に改める。

別記第12号様式中「，成年被後見人，被保佐人及び破産者でないことを証する書類」及び「，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名を記載した書類」を削り，「並びに」を「及び」に改める。

別記第18号様式中「，法人等」を「，法人」に，「法人等で」を「法人で」に改める。

別記第19号様式中「法人等」を「法人」に改める。

別記第20号様式中「，法人等」を「，法人」に改める。

別記第21号様式中「，法人等」を「，法人」に，「法人等で」を「法人で」に，「定款等」を「定款又は寄附行為」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1鹿児島県立鹿屋農業高等学校の項中「生活科」の次に「，園芸科，畜産科，農林環境科，食と生活科」を加える。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第10号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号備考2及び備考3を次のように改め，同様式備考5を削る。

2 申請者が法人であるときは，申請者の欄には，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

3 申請者は，氏名の記載と押印に代えて，署名することができる。

様式第4号備考2及び備考3を次のように改め，同様式備考5を削る。

2 申請者が法人であるときは，申請者の欄には，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

3 申請者は，氏名の記載と押印に代えて，署名することができる。

様式第5号備考3及び備考4を次のように改め，同様式備考6を削る。

3 申請者が法人であるときは，申請者の欄には，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

4 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。

様式第6号備考1及び備考2を次のように改める。

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。

様式第20号中「車両の」を「自動車の」に、「車両（登録）番号」を「車 台 番 号」に、

指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	を
用 途		

用 途		に
-----	--	---

改める。

様式第21号中「車両の」を「自動車の」に改める。

様式第22号中「車両の」を「自動車の」に、「車両（登録）番号」を「車 台 番 号」に改め、同様式備考中「申請者」を「届出者」に改める。

様式第23号中「車両の」を「自動車の」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。